

利用者各位

こども未来部こども家庭支援課

児童館利用申請書について

日頃より、江東区児童館事業の運営にご理解、ご協力をいただき大変有難うございます。

さて、江東区には17の児童館があり、遊戯室・図書室・集会室などの施設で、0歳から18歳未満の児童が、自由に楽しく遊ぶことができます。（乳幼児は保護者の付き添いが必要です。）

災害やこどもたちのケガ、緊急時の保護者の方等との連絡、入館受付等の事務処理のため、児童館の利用にあたっては、児童館利用申請書を提出していただきます。

児童館利用申請書は、緊急時の連絡及び入館受付等の事務処理以外には使用いたしません。また入館受付等の事務処理は個人情報保護法に則り、厳正に管理いたします。主旨をご理解の上、児童館利用申請書の記入と提出をお願いいたします。

（※乳幼児の利用も大規模災害等に備え、児童館利用申請書の提出をお願いしています。）

～児童館の利用について～

- ・利用する各児童館に児童館利用申請書を提出して下さい。
（小学生までは、保護者の方がご記入の上、なるべく保護者の方が提出してください。）
- ・児童館では、児童館利用申請書を受け取り、利用者カードを作成しお渡しします。

こども家庭支援課こども家庭係
電話（3647）9230

※裏面の「～お知らせとお願い～」もご覧ください。

キリトリ

※提出先：利用する児童館

別記第1号様式(第3条関係)

児童館利用申請書

記入日		年	月	日		
ふりがな						おとこおんな
児童氏名						男・女
生年月日	20	年	月	日	生まれ	年齢
保護者氏名						歳
住所						
電話	— —					
	(自宅・母携帯・父携帯・その他)					
緊急連絡先	ふりがな					
	氏名	つづきから続柄()				
	電話番号(上記以外で)		— —			
	日中連絡がつくところ)		(母携帯・父携帯・その他)			

(乳幼児用)

*この欄は児童館で記入します。	
児童館	
登録番号	
備考	

じどうかんいちらん
【児童館一覧】

	じどうかんめい 児童館名	でん 電	わ 話	しよざいち 所在地		じどうかんめい 児童館名	でん 電	わ 話	しよざいち 所在地
1	もりしたじどうかん 森下児童館	03-3635-1535		もりした 森下 3-14-6	10	かめいどじどうかん 亀戸児童館	03-3685-5944		かめいど 亀戸 2-1-19
2	ひらのじどうかん 平野児童館	03-3643-1903		ひらの 平野 1-2-3	11	かめいどだいせんじどうかん 亀戸第三児童館	03-3636-5341		かめいど 亀戸 7-39-9
3	ふるいしばじどうかん 古石場児童館	03-3641-9532		ふるいしば 古石場 1-11-11	12	おおしまじどうかん 大島児童館	03-3682-9494		おおしま 大島 7-28-1-104
4	しおはまじどうかん 塩浜児童館 ※	03-3647-3902		しおはま 塩浜2-5-20(工事中)	13	おおしまだいにじどうかん 大島第二児童館	03-3637-2591		おおしま 大島 4-5-1
5	とよすじどうかん 豊洲児童館	03-3531-2079		とよす 豊洲 4-10-4-111	14	おなぎがわじどうかん 小名木川児童館	03-3640-1941		きたすな 北砂 5-20-5-101
6	しののめじどうかん 東雲児童館	03-3529-1795		しののめ 東雲 2-4-4-102	15	ひがしすなじどうかん 東砂児童館	03-3646-0462		ひがしすな 東砂 7-15-3
7	たつみじどうかん 辰巳児童館	03-3521-3261		たつみ 辰巳 1-1-36	16	ひがしすなだいにじどうかん 東砂第二児童館	03-3646-1814		ひがしすな 東砂 2-13-13
8	せんだじどうかん 千田児童館	03-3647-0108		せんだ 千田 21-18	17	みなみすなじどうかん 南砂児童館	03-3649-8507		みなみすな 南砂 2-3-17
9	とうようじどうかん 東陽児童館	03-3647-8190		とうよう 東陽 5-16-13					

※塩浜児童館は、R5年4月からR6年7月(予定)まで大規模改修工事のため休館します。
休館中は、出張事業を行います。詳細は区ホームページにてお知らせいたします。問合せTEL:080-4893-8192

～お知らせとお願い～

- ※1. 各世代(乳幼児・小学生・中学生・高校生世代)での初回利用時に児童館利用申請書の提出をお願いします。住所・連絡先など年齢と学年以外の登録内容に変更がありましたら、再度児童館利用申請書を提出してください。新たに提出していただいた場合、以前の申請書は、破棄いたします。
- ※2. 災害などの緊急時に、提出していただいた個別の連絡先への連絡が困難な場合等「災害伝言ダイヤル(171)」や各児童館公式アカウントより「X(旧ツイッター)」を利用して情報を発信することがあります。